

2001. 12.25.

「作業中」部分の案文

環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施される国において公開されており、地域住民等のステークホルダーがいつでも閲覧可能でなければならず、また、コピーの取得が認められていることが必要である。(注)

(脚注) 本行としては、環境アセスメント報告書の公開は、プロジェクト実施主体者による適切な環境配慮を促す上で極めて重要と考えているが、プロジェクトが実施される国によって、法制度上の仕組み、政府の方針等は様々であり、現在実態を調査中である。

以上